

「金融レポート」から 金融庁の問題意識を知る

金融を取り巻く環境の急激な変化に、
既存の金融機関は十分に対応できているか

金融レポートの公表

金融庁から、昨年 9 月に公表された「金融行政方針」の進捗状況や実績等をまとめた「金融レポート」が平成 28 年 9 月 15 日に公表されました。

「金融行政方針」において、金融庁は、金融を取り巻く環境が急激に変化する中においても、①質の高い金融仲介機能が発揮されること、②将来にわたって金融機関・金融システムの健全性の維持と、市場の公正性、透明性が確保されることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大の実現を目指す金融行政を行っていくとしています。

今回公表された「金融レポート」は、「金融行政方針」の進捗状況や実績等を継続的に評価するもので、その評価は平成 28 事務年度の「金融行政方針」に反映されます。金融庁は、この PDCA サイクルを反復することで、金融行政の透明性の高度化、金融庁と各金融機関等との間での認識の共有等を通じて、より良い金融行政の実現や金融システム・金融市場の健全な発展につながることを期待しています。

金融庁の考える金融機関に対する問題意識

金融レポートにおける、金融庁が考える金融機関に対する根本的な問題意識として、以下の 2 点が挙げられます。

- ① **金融を取り巻く環境の急激な変化に、既存の金融機関は十分に対応できているか。**
経済・市場の変化等により、金融機関の経営環境が厳しさを増す中、それぞれの金融機関に適した持続可能なビジネスモデルの構築が重要で、そのためには、ガバナンス機能の発揮が不可欠であるとしています。
- ② **真に顧客のためになるサービスの提供(顧客との「共通価値の創造」)ができているか。**
金融機関は、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、結果として、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するといった好循環(共通価値の創造)を目指すべきであるとしています。

金融レポートでは、そのような金融庁の問題意識を背景に、以下のような金融機関共通・保険会社の課題等が示されています。

金融機関共通の課題認識

① 顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)

金融庁は、金融機関においては、短期的な利益を優先するあまり、顧客の安定的な資産形成に資する業務運営が行われているとは必ずしも言えない状況にあり、また、顧客が商品のリスクが分かりづらいといった、「情報の非対称性」も存在していると認識しています。

このため、金融庁は、金融機関においては顧客のニーズや利益に真に適うサービスや良質な商品の提供等、顧客本位の業務運営が行われることが重要であり、それが顧客の満足度向上や金融機関自身の安定的な収益基盤の構築にもつながると考えています。

今後、金融庁は、金融機関に対して真に顧客本位の行動をより一層促すために、金融審議会の中でフィデューシャリー・デューティに関する議論を開始し、更に推進していくとしています。

② ガバナンスの改革による企業価値の向上

金融庁は、コーポレートガバナンス・コードの下、ガバナンス改革に進捗が見られる一方で、取締役会機能の実効性評価については平成 28 年 3 月末時点で 6 割超の企業が未実施である等、コーポレートガバナンス・コードに対応して取締役会の改善につなげていく取組みは、今後本格化していくところであると認識しています。なお、平成 28 年 2 月に金融庁と東京証券取引所が共同で開催している「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において発表された「取締役会のあり方についての意見書」では、経営課題への適確な対応のためには、取締役会の監督機能の発揮や会社の戦略的な方向付けを行うことが重要で、このためには継続的な取締役会機能の実効性評価等が重要とされています。

こうした中、金融庁は、このガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最重要課題と考えており、今後は、フォローアップ会議等を通じて、ガバナンスの実効性の向上について検討し、必要な取組みを促すとしています。

③ FinTech への対応

金融庁は、FinTech に代表される金融・IT 融合の動きは金融業・市場に変革をもたらしつつあり、その進展に伴い金融の将来的な姿が大きく変貌する可能性がある中で、金融機関側において機動的な対応が図られなければ競争力の顕著な低下を招くおそれがあるとしています。このため、金融庁は、既存の金融機関について、顧客への付加価値を向上させる観点に立ち、IT の進展を戦略的に取り込んでいくことが重要な課題であると認識しています。

このような点を踏まえ、金融庁は、FinTech の動きに対する制度面の対応として、利用者保護や不正の防止、システムの安全性確保等の観点も踏まえつつ、金融機能の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討を行っていくとしています。

④ サイバーセキュリティの強化

金融庁は、金融機関を取り巻く環境は、サイバー攻撃により金融機関や金融市場インフラの機能が停止する等のリスクが増大しており、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のための喫緊の課題であると認識しています。そのような中、金融庁が行ったサイバーセキュリティ対策の実態把握の結果、態勢整備に関し、一部の金融機関において、リスクベース・アプローチに基づく対策の事例が認められるとしています。

一方で、金融庁は、サイバーセキュリティ対策の早急な態勢整備が必要である金融機関が少なからず認められ、これらの金融機関においては、経営陣が自ら陣頭指揮を執る態勢を明確にした上で、経営資源を適切に投下できる態勢の確立が必要であると考えています。また、金融庁は、今後も各金融機関の取組状況等について、引き続き実態把握を行っていくとしています。

上記のほか、詳細は割愛しますが、金融庁の関心事項である、金融機関による資産運用の高度化の促進、インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、反社会的勢力への対応等の評価や今後の課題についても、金融レポートに記載されています。

保険会社に関する課題認識

① M&Aの実施にあたってのガバナンスの発揮状況

金融庁は、M&Aの実施にあたっては、取締役会が会社の将来像を描いた上で経営戦略を策定、具体的な海外事業方針等の下、重要事項を十分議論して迅速かつ確かな経営判断をすることや、買収先を適切に管理するための態勢を整備すること等、実質的にガバナンス機能を発揮して業務を進めていくことが重要であると認識しています。また、買収先をマネジメントしていくノウハウの蓄積や、買収先経営陣と対等に渡り合える人材の確保・育成は各社とも課題となっているとしています。

各社はそれぞれの課題認識の下、ガバナンスの向上に向けた取組みを行っているところであり、金融庁は、引き続き取締役会の実質的な機能発揮状況について実態を把握していくとしています。

② ERMの促進

金融庁は、保険会社のERMを一定の評価目線で評価した結果、ERMを健全性確保に加え、リスク文化の醸成や収益性の向上にも活用し、経営全体に活かすガバナンスを備えた社は未だ一部であり、評価結果にもバラツキが見られたとしています。

このため、金融庁は、引き続き各社にERMの高度化を促すほか、現時点の静的な健全性評価に留まらず、将来の動的な健全性を幅広く分析することで、より実態に即した監督を行っていくとしています。

③ 保険会社の保険金等支払管理態勢

金融庁は、保険会社各社は保険金等支払問題以降、システムの高度化や重層的な検証態勢の整備等の仕組みによって、保険金等の不適切な不払いや支払漏れ防止に努めており、支払漏れ件数は大きく減少していると認識しています。その上で、金融庁は、保険金等支払管理態勢については、システム化が進展しているものの、支払担当者が関与・判断する領域は残っており、ヒューマンエラーによる支払漏れを一層削減していくことが課題としています。

今後、金融庁は、各保険会社の自主的な改善に向けた取組みの実施状況についてモニタリングを行っていくとしています。

金融行政のあり方について

金融庁は、上記で示したように、金融機関は顧客ニーズにあった良質なサービス等を提供し、金融機関自身も企業や国民資産の成長を通じて持続的な収益を確保し、成長していくといった姿(顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルの確立)の実現を目指すべきと考えています。そのための金融行政のあり方として、金融庁は、金融機関等との対話を推進し自主的改善を促すことや、金融機関の創意工夫を引き出すことが有効であると考えており、その実現のため、新しい検査・監督のあり方を検討しています。

金融レポートでは、検査・監督の見直しの柱として、以下の3つを挙げています。

① 形式から実質へ

規制の形式的な遵守(ミニマム・スタンダード)のチェックから、実質的に良質な金融サービスの提供(ベスト・プラクティス)に重点を置いたモニタリング

② 過去から将来へ

過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等に重点を置いたモニタリング

③ 部分から全体へ

特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができていないか等重点を置いたモニタリング

金融庁は、平成28年8月に外部の有識者による「金融モニタリング有識者会議」を設置して新しい検査・監督のあり方について検討しています。

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

成清 智也 tomoya.narikiyo@tohatsu.co.jp

牧野 健一 kenichi.makino@tohatsu.co.jp

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel 03-6213-1160 Fax 03-6213-1186

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.